

# 千葉県報

定例  
平成29年8月4日

第13247号

千葉県報

平成29年8月4日(金曜日)

## 主要目次

○ 告示	1
○ 公告	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任(三件)	1
○ 公共測量の実施(二件)	2
○ 公共測量の終了(四件)	2
○ 監査委員公告	3
○ 千葉県職員措置請求の監査結果の公表	3
○ 収用委員会公告	3
○ 土地収用法施行令に基づく公示送達	3
○ 水道局公告	7
○ 給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定	7
○ 給水装置工事の指定給水装置工事業者の事業の廃止	8
○ 特定調達公告	8
○ 入札公告	8

## 告示

### 千葉県告示第五百七十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十九年八月四日

指定番号	指定する区域	千葉県知事 鈴木 栄治
一一六	勝浦市大森字妙見山一、三八〇番一の一部	埋立地の区分
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地

## 公告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、市原市

養老土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十九年八月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一	退任理事	市原市磯ヶ谷一、〇一五番地	伊藤 喜規
		松崎六二一番地の三	伊藤 正
		磯ヶ谷八五六番地	馬立 義輝
		〃 四八五番地	泉水 俊雄
		二日市場五二二番地	小泉 喜義
		磯ヶ谷九六五番地一	兼卷 二二雄
		〃 九九〇番地	加反 徹
		松崎四八一番地	山越 英利
		〃 四〇番地	露崎 利章
		磯ヶ谷一、二二二番地	宮野 明夫
		松崎一〇四番地	鈴木 幸夫
		山田六九番地	仲村 和幸
二	退任監事	市原市松崎二六番地	東條 秀文
		磯ヶ谷一、二一九番地	米元 忠雄
三	就任理事	市原市松崎六二一番地の三	伊藤 和正
		磯ヶ谷九六五番地一	兼卷 二二雄
		二日市場五二二番地	小泉 喜義
		磯ヶ谷一、二二二番地	宮野 明夫
		山田六九番地	仲村 和雄
		磯ヶ谷一、五一九番地	高元 敏夫
		〃 九八四番地	野崎 俊和
		〃 一、〇四三番地	篠原 剛
		〃 八六六番地	森正 利
		松崎一〇三番地	内藤 喜満
		〃 四六一番地の一	山越 輝夫
		〃 四七八番地	泉水 俊雄
四	就任監事	市原市磯ヶ谷四八五番地	東條 秀文
		松崎二六番地	

<p>土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、戸田中央土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任の届出があった。） 平成二十九年八月四日</p>	<p>〃 〃 一八番地の一 公共測量の実施 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十九年八月四日</p>
<p>一 退任理事 市原市上高根六〇三番地 鈴木 好男</p> <p>二 就任理事 市原市上高根六七二番地 鈴木 忠</p>	<p>一 測量計画機関 千葉市 二 作業種類 公共測量（基準点復旧） 三 作業期間 平成二十九年七月二十四日から八月二十五日まで 四 作業地域 千葉市美浜区真砂三丁目</p>
<p>土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市原市中高根土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任の届出があった。） 平成二十九年八月四日</p>	<p>公共測量の実施 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十九年八月四日</p>
<p>一 退任理事 市原市中高根九五〇番地 征矢 善充</p> <p>〃 〃 一、二〇五番地 角田 紀一郎</p> <p>〃 〃 二五五番地 近藤 良雄</p> <p>〃 〃 四五四番地 齋藤 克實</p> <p>〃 〃 一八番地の一 永野 良作</p> <p>〃 〃 風戸二〇八番地 鈴木 幸次</p> <p>〃 〃 馬立二、〇五九番地の六 小澤 國夫</p>	<p>一 測量計画機関 柏市柏インター西土地区画整理組合設立準備会 二 作業種類 公共測量（二級基準点設置測量） 三 作業期間 平成二十九年七月二十五日から十一月三十日まで 四 作業地域 柏市大青田及び十余二</p>
<p>二 退任監事 市原市中高根二八〇番地 中井 秀夫</p> <p>〃 〃 五三八番地 征矢 猛</p> <p>三 就任理事 市原市中高根九五〇番地 征矢 善充</p> <p>〃 〃 五二五番地 永野 昭次</p> <p>〃 〃 二五五番地 近藤 良雄</p> <p>〃 〃 二七四番地 児玉 政敏</p> <p>〃 〃 一、二〇九番地 渡邊 悦啓</p> <p>〃 〃 風戸二〇九番地 鈴木 孝雄</p> <p>〃 〃 馬立二、〇五九番地の六 小澤 國夫</p> <p>四 就任監事 市原市中高根一、二〇五番地 角田 紀一郎</p>	<p>公共測量の終了 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年六月三十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十九年八月四日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>四 就任監事 市原市中高根一、二〇五番地 角田 紀一郎</p>	<p>公共測量の終了 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年七月五日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十九年八月四日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>

から通知があった。

平成二十九年八月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 八千代市
- 二 作業種類 公共測量(修正数値地形図作成 レベル二千五百)
- 三 作業期間 平成二十八年四月二十六日から平成二十九年七月五日まで
- 四 作業地域 八千代市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年六月三十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十九年八月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 富里市
- 二 作業種類 公共測量(数値地形図データ更新)
- 三 作業期間 平成二十八年八月五日から平成二十九年六月三十日まで
- 四 作業地域 富里市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年六月三十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十九年八月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 南房総市
- 二 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 三 作業期間 平成二十八年十一月五日から平成二十九年六月三十日まで
- 四 作業地域 南房総市宮下

監 査 委 員 公 告

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定による次の千葉県職員措置請求についての監査結果を別冊のとおり公表する。

平成二十九年五月二十五日に受け付けた千葉県職員措置請求  
平成二十九年八月四日

収 用 委 員 会 公 告

千葉県監査委員 千坂 正志  
千葉県監査委員 藤代 政夫

土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は千葉県収用委員会事務局に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

送達を受けるべき者が受領しないときは、平成二十九年八月二十五日をもって送達があったものとみなされる。

平成二十九年八月四日

千葉県収用委員会会長 豊嶋 秀直

- 一 事件名 千葉県起業の昭和四十八年建設省告示第四百九十七号野田都市計画、流山都市計画、柏都市計画、松戸都市計画、市川都市計画、浦安都市計画、船橋都市計画及び鎌ヶ谷都市計画下水道事業江戸川左岸流域下水道の事業用地に係る裁決申請及び明渡裁決申立て事件
- 二 送達すべき書類の種類 平成二十九年七月二十六日付け権利取得及び明渡裁決書正本
- 三 送達を受けるべき者 市川市本行徳に所在する株式会社加瀬倉庫所有のレンタルボックス行徳の使用者

住所	氏名
住所不明	氏名不明
住所不明	ただし、レンタルボックス行徳二二三六号室の使用者
住所不明	氏名不明
住所不明	ただし、レンタルボックス行徳二九二八号室の使用者
住所不明	氏名不明
住所不明	ただし、レンタルボックス行徳二九三二号室の使用者
住所不明	氏名不明
住所不明	ただし、レンタルボックス行徳二九三四号室の使用者
住所不明	氏名不明
住所不明	ただし、レンタルボックス行徳二九三六号室の使用者

住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳六七八	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳四〇九 二号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳四〇九 一号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳四〇九 〇号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳四〇八 七号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳四〇八 六号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳四〇八 五号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二九五 七号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二九五 〇号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二九四 四号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二九四 三号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二九四 二号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二九四	氏名不明
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
氏名不明 七号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳六七九	氏名不明 六号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳六七九 五号室の使用者	氏名不明 四号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳六七九 三号室の使用者	氏名不明 一號室の使用者	氏名不明 〇号室の使用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳六七九	氏名不明 九号室の使用者	氏名不明 八号室の使用者	氏名不明 七号室の使用者	氏名不明 六号室の使用者	氏名不明 五号室の使用者

住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七三六号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七三五号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七三〇号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二九号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二八号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二七号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二六号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二五号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二四号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二三号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二二号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二一号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七二〇号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳八七一九号室の利用者
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一六三号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一六二号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一六一号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一六〇号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五九号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五八号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五七号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五四号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五三七号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五三二号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五三一号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五三〇号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一五二九号室の利用者

住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
氏名不明	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一五七号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一五六号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一五五号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一五八号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一五五八八号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一五五八五号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一七〇号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一六九号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一六八号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一六七号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳一〇一六六号室の利用者

住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六九号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六八号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六七号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六六号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六五号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六四号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六三号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六二号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六一号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一六〇号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一五九号室の利用者	氏名不明 ただし、レンタルボックス行徳二四一五八号室の利用者

第二〇〇 六号		指定番号	名 称		住 所	代表者氏名	給水区域で給水装置 工事の事業を行う事 業所の名称及び所在 地	指定年月日
第二〇〇 六号	取出屋 ドットコ		鎌ヶ谷市 南初富四 丁目六番 ム	武井侑也	片岡昌利	片岡工業 船橋市夏 一―二号	取出屋 ドットコ	平成二十九 年六月二十 一日
第二〇〇	片岡工業		船橋市夏 一―二号	武井侑也	片岡昌利	片岡工業 船橋市夏 一―二号	取出屋 ドットコ	平成二十九 年六月二十 一日
<p style="text-align: center;">水 道 局 公 告</p> <p style="text-align: center;">給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二第一項の規定により、次の者を 指定給水装置工事業者に指定した。 平成二十九年八月四日 千葉県水道局長 伊藤 稔</p>								
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明
住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明	住所不明

第七号	第二〇〇 八号	株式会社 ライフ	見二丁目 二七番三 号	岩本聖二	株式会社 ライフ	見二丁目 二七番三 号	〃
第二〇〇 九号	株式会社 リフォーム ジュウ ベイ	東京都町 田市中町 二丁目一 六番二三 号	右田貴哉	株式会社 リフォーム ジュウ ベイ本社	東京都町 田市中町 二丁目一 六番二三 号	〃	〃
第二〇〇 〇号	有限会社 誠信工業	流山市駒 木六四三 番地	鞠子利勝	有限会社 誠信工業	流山市駒 木六四三 番地	〃	〃
第二〇〇 一号	萩の水	松戸市大 金平二丁 目六一番 地の一M y o k e n 北小金 III 一〇五 号	萩坂大輔	萩の水	松戸市大 金平二丁 目六一番 地の一M y o k e n 北小金 III 一〇五 号	〃	〃
第二〇〇 二号	シンセイ 合同会社	松戸市六 高台四丁 目九二― 一―一一 一	菅原礼子	シンセイ 合同会社	松戸市六 高台四丁 目九二― 一―一一 一	〃	〃
第二〇〇 三号	有限会社 コウヘイ	柏市高柳 八七九番 地一〇三	加藤雅平	有限会社 コウヘイ	柏市高柳 八七九番 地一〇三	〃	〃
第二〇〇 四号	寺田住宅 設備	松戸市六 実三丁目	寺田貢	寺田住宅 設備	松戸市六 実三丁目	〃	〃

第二〇一五号	株式会社 イーライ フグルー プ	二三番地 の六	東京都涉 谷区南平 谷町一五 番地一五 号	松島祐太郎	株式会社 イーライ フグルー プ	二三番地 の六	東京都涉 谷区南平 谷町一五 番地一五 号	〃
--------	---------------------------	------------	-----------------------------------	-------	---------------------------	------------	-----------------------------------	---

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年八月四日

千葉県水道局長 伊藤 稔

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置 工事の事業を行う事 業所の名称及び所在 地	所在地	廃止年月日
第一三九 二号	有限会社 シンセイ	柏市逆井 一番地の 一一	松本隆志	有限会社 シンセイ	柏市逆井 一番地の 一一	平成二十九 年四月三十 日

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。

入札公告

次のおり一般競争入札に付する。

平成 29 年 8 月 4 日

千葉県水道局長 伊藤 稔

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量 水道料金システム用圧着はがき等の印刷 一式
  - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 契約日から平成 31 年 12 月 31 日まで
  - (4) 履行場所 千葉県水道局長が指定する場所
  - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品において A の等級に格付けされている者であること。
  - (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
  - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
  - (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
  - (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県財務課 262-8512 千葉県市花見川区幕張町五丁目 417 番地 24 千葉県水道局管理部 財務課 電話 043(211)8589
  - (2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
  - (3) 入札説明書の交付期間 平成 29 年 8 月 4 日から 23 日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
  - (4) 入札書の提出期限
    - ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成 29 年 9 月 14 日午後 5 時
    - イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成 29 年 9 月 14 日午後 5 時
  - (5) 開札の日時及び場所 平成 29 年 9 月 15 日午前 9 時 30 分 千葉県水道局入札室
- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金 千葉県水道局財務規程（昭和 39 年千葉県水道局管理規程第 6 号）



以下「財務規程」という。)第153条の規定によるものとする。

イ 契約保証金 財務規程第145条の規定によるものとする。

(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県水道局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 平成29年8月23日午後5時

(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 平成29年8月23日午後5時

(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県水道局長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Printing of crimped postcards for warter rate charging system (1set)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M.14 September, 2017

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Administration Department, Chiba Prefectural Waterworks Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku,

Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589

購読料

月ぎめ  
本号 (別冊を含む。)

一部  
一部一箇月一、三〇〇円 (送料を含む。)  
五二円

発

行 者 千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先  
一部売り申込先

〇四三 (二二三) 二一五二  
〇四三 (二二三) 二六五八